

貸借対照表

貸借対照表

科 目	当 期	前期(ご参考)
	平成16年3月31日現在	平成15年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	10,078	9,514
現金及び預金	1,737	1,972
受取手形	2,927	2,405
売掛金	3,307	2,872
商品	1,818	2,049
前渡金	34	8
繰延税金資産	146	106
未収入金	56	54
未収消費税等	64	55
その他	3	6
貸倒引当金	18	17
固定資産	1,700	1,441
有形固定資産	739	753
建物	103	109
土地	619	619
その他	16	25
無形固定資産	12	12
電話加入権	12	12
投資その他の資産	948	675
投資有価証券	259	207
子会社株式	267	7
出資金	13	13
長期貸付金	1	2
長期前払費用	8	1
繰延税金資産	212	254
差入保証金	159	171
その他	84	110
貸倒引当金	58	93
資産合計	11,778	10,955

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期	前期(ご参考)
	平成16年3月31日現在	平成15年3月31日現在
負債の部		
流動負債	3,821	3,526
支払手形	678	713
買掛金	2,350	2,111
未払金	193	215
未払費用	176	136
未払法人税等	342	242
前受金	51	70
預り金	19	28
その他	7	8
固定負債	662	695
退職給付引当金	513	564
役員退職慰労引当金	115	104
預り保証金	33	26
負債合計	4,483	4,221
資本の部		
資本金	810	806
資本剰余金	873	868
資本準備金	873	868
利益剰余金	5,549	5,029
利益準備金	136	136
任意積立金	4,630	4,180
別途積立金	4,630	4,180
当期末処分利益	783	712
株式等評価差額金	61	29
自己株式	0	0
資本合計	7,294	6,733
負債及び資本合計	11,778	10,955

貸借対照表

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前期(ご参考)
	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで
経常損益の部		
(営業損益の部)		
売上高	28,457	28,414
売上原価	24,665	24,672
販売費及び一般管理費	2,607	2,693
営業利益	1,184	1,048
(営業外損益の部)		
営業外収益	142	151
受取利息及び配当金	3	5
仕入割引	117	119
その他の営業外収益	20	26
営業外費用	57	58
支払利息	0	1
売上割引	50	51
その他の営業外費用	6	5
経常利益	1,268	1,141
特別損益の部		
特別利益	4	
貸倒引当金戻入益	4	
固定資産売却益	0	
特別損失	1	2
投資有価証券評価損	0	1
固定資産売却損		0
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益	1,271	1,138
法人税、住民税及び事業税	583	488
法人税等調整額	19	11
当期純利益	708	638
前期繰越利益	163	156
中間配当額	87	82
当期末処分利益	783	712

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

国内向商品.....総平均法による原価法

海外向商品.....個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法によっております。

建 物 3年～50年

工具・器具及び備品 2年～8年

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

役員退職慰労引当金...役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条の引当金であります。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務

等については、振当処理を行っております。

- (7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (8) 輸出に関する運賃諸掛、手数料等の販売諸掛及び輸出手形の金利は、売上原価に含めて処理しております。
- (9) 当期より「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号および平成15年9月22日法務省令第68号)による、改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しております。

2. 貸借対照表注記

注
記

- (1) 子会社に対する短期金銭債権 21百万円
短期金銭債務 2百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 604百万円
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機及びその周辺機器並びに自動車等があります。
- (4) 担保に供している資産
投資有価証券 27百万円
- (5) 偶発債務
輸出手形割引高 232百万円
受取手形裏書譲渡高 986百万円
- (6) 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権
発行すべき株式の種類 普通株式
新株引受権の残高 150,300株
新株引受権の行使により
発行する株式の発行価格 1,179円
- (7) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は61百万円であります。

3. 損益計算書注記

- (1) 子会社との取引高
売上高 178百万円
仕入高 48百万円
- (2) 1株当たり当期純利益 124円73銭

利益処分案

科 目	当 期	前期(ご参考)
当期末処分利益	783,289,695円	712百万円
これを次のとおり処分いたします。		
利益配当金	88,118,912 (1株につき16円)	82 (1株につき15円)
取締役賞与金	22,000,000	17
別途積立金	500,000,000	450
次期繰越利益	173,170,783	163

(注) 1. 平成15年12月1日に87,996,192円(1株につき16円)の中間配当を実施いたしました。

2. 利益配当金は、自己株式268株を除いて算出しております。

独立監査人の監査報告書

平成16年5月11日

SPK株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 中川一之 ①

関与社員 公認会計士 佐藤陽子 ①

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、SPK株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第133期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成16年5月14日

S P K 株式会社

代表取締役 小高伸介 殿

S P K 株式会社 監査役会

常勤監査役 遠藤 肇 (印)

監査役 榎 卓生 (印)

監査役 中務尚子 (印)

当監査役会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第133期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

以上

(注) 監査役榎 卓生及び中務尚子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上